

平成 28 年 4 月 15 日
区 長 会 総 会

児童福祉法改正後の対応について

- 改正法により、国が 5 年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指す。
- 改正法成立後、速やかに、東京都に対し、希望する特別区への円滑な移管が行われるよう、特別区との協議と必要な支援の実施を申し入れるとともに、都区間、特別区間の連絡調整体制を整える。

児童相談所の移管準備に係る当面の対応について(案)

1 児童相談所の移管を希望する区の実組み

- ・ 児童福祉法等の改正内容を踏まえ、26 年度に各区で検討した「特別区児童相談所移管モデル」の具体化の検討について改めて調整を行い、あわせて、それぞれの区が想定するロードマップを作成する。
- ・ 各区の調整結果及びロードマップをもとに、児童相談所移管に向けた全体のロードマップを作成する。

2 都との協議体制等

- ・ 希望する区への児童相談所の移管が円滑に行われるよう、改正法が成立するまでの間、都と協議体制等について調整する。
- ・ 法改正が成立した段階で、直ちに移管準備のための都区間の連絡調整体制を整備し、移管を希望する区の方考え方とすり合わせながら、移管に向けた準備を進める。

3 区長会の検討体制

- ・ 移管に向け課題となる事項の分析・整理や希望区の検討結果を踏まえたロードマップの作成、都との協議等についての検討を行うため、現行の「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」の区側メンバーに、関係部課長会の代表メンバーを加えた連絡調整会議を設置する。

また、移管に係る連絡調整のための事務局を設置する。

- ・ 具体的な組織体制及び検討の進め方等の整理は、副区長会に検討を下命する。